

江東区インターンシップ事業実施要綱

平成16年5月27日

16江区経第66号

(目的)

第1条 この要綱は、インターンシップを行う事業を実施し、学生の職業選択能力及び就労に対する望ましい考え方を育てるとともに、インターンシップに協力する企業に係る職業を周知し、伝ばする機会を設け、将来の技術者の確保及び育成の場とすることにより、地域産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）をいう。
- (2) インターンシップ 学校が自己に在籍する者（以下「学生」という。）に一定の期間、中小企業の区内事業所における就業体験の機会を提供することをいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに準ずる営業を営むものを除く。）をいう。

(協力事業所の登録)

第3条 インターンシップに協力し、学生を受け入れようとする区内に事業所を有する中小企業は、江東区インターンシップ協力事業所登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）

(3) 登録する区内の事業所の所在地及び事業概要が分かる資料

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、江東区インターナンシップ協力事業所登録簿に当該事業所を登録し、公開する。

3 区長は、第1項の規定による申請を受けた場合において、当該事業所が区内に所在せず、又は第5条第1項第4号に掲げる事由に該当し、若しくは該当することを理由として同条の規定により登録が取り消された日の翌日から起算して5年を経過していないときは、当該事業所の登録を拒否することができる。

（登録の変更）

第4条 前条第2項の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）を有する中小企業は、登録した事項について変更が生じたときは、遅滞なく区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、江東区インターナンシップ協力事業所登録簿の記載事項の変更を行う。

（登録の取消し）

第5条 区長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 区内に所在しなくなったと認められる場合
- (2) 不正な登録又は行為があったと認められる場合
- (3) 登録事業所を有する中小企業から、登録の取消しを希望する旨の申出があった場合
- (4) 本事業の実施上、著しく不適格であると認められる場合

2 区長は、前項の規定により登録事業所の登録を取り消したときは、当該登録事業所を江東区インターナンシップ協力事業所登録簿から速やかに削除するものとする。

（インターナンシップの実施）

第6条 インターナンシップを実施しようとする学校は、江東区インターナンシッ

プ事業実施申込書（別記第2号様式）により区長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みを行った学校（以下「実施学校」という。）は、登録事業所とインターンシップを行う時期、内容その他の必要な事項について協議の上、インターンシップを実施する。
- 3 実施学校は、インターンシップに参加しようとする学生に当該インターンシップの趣旨及び前項の協議の内容について説明し、当該学生が当該趣旨及び内容を十分に理解した上でインターンシップに参加することができるよう努めなければならない。
- 4 インターンシップに参加する学生（以下「実習生」という。）の就業時間は、当該実習生の受け入れを行う登録事業所の就業規則に定める時間内で当該登録事業所が実施学校との協議の上で定める。ただし、実習生が18歳未満であるときは、当該就業時間の全部又は一部を午後10時から翌日午前5時までの時間とすることはできない。

（諸手当、災害補償及び個人情報の保護）

第7条 区及び登録事業所は、実習生に対する賃金、通勤手当等の支給及び就業中の災害又は通勤途上の災害に対する補償は行わないものとする。

- 2 登録事業所は、インターンシップに協力するに当たり、個人情報の保護及び実習生の安全の確保について、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施学校は、インターンシップの実施期間中における事故、傷害等に係る保険加入その他の必要な措置を講じなければならない。

（実習生の守秘義務）

第8条 実習生は、インターンシップ参加期間中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。インターンシップ終了後もまた同様とする。

（報告）

第9条 実施学校は、インターンシップの実施期間の終了後、速やかに江東区インターンシップ事業実施報告書（別記第3号様式）により区長に報告するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

年　月　日

江東区長 殿

社名又は屋号 _____

本店所在地 _____

代表者名 _____

江東区インターナンシップ協力事業所登録申請書

下記のとおり、江東区インターナンシップ協力事業所の登録を申請します。

記

1 登録内容

インターナンシップを受け入れる事業所	フリガナ 事業所名	
	所在地 〒 江東区	
	T E L	F A X
	業種	
連絡先	所属 担当者氏名	
	E - m a i l	
	T E L	
受入れ可能な学校の種別	該当する箇所にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 大学(文系・理系) <input type="checkbox"/> 専門学校	
受入れ可能人数	名程度	
インターナンシップの実習内容等		
その他 (特記事項があればご記入ください。)	※受入予定が決まっている場合は、相手方の学校名、受入れ人数、期間等をご記入ください。	

2 添付書類

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 税務署に提出した開業届出書の控え又は青色申告書の控え（個人に限る。）
- (3) 登録する区内の事業所の所在地及び事業概要が分かる書類

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

江東区長 殿

実施学校名 _____

所在地 _____

実施責任者の職名及び氏名 _____

江東区インターンシップ事業実施申込書

下記のとおり、江東区インターンシップ事業の実施を申し込みます。

記

実施学校名		
連絡先	所在地〒	
	フリガナ 担当者氏名	
	TEL	FAX
	E-mail	
希望する業種又は協力事業所の名称		
実習期間	月 日()	～ 月 日()
参加人数	名	
希望するインターンシップの実習内容等		
その他 (特記事項があればご記入ください。)		

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日

江東区長 殿

実施学校名 _____

所在地 _____

実施責任者の職名及び氏名 _____

江東区インターンシップ事業実施報告書

下記のとおり、インターンシップ事業を実施しましたので、報告します。

記

実施学校名		
連絡先	所在地 〒	
	フリガナ 担当者氏名	
	TEL	FAX
	E-mail	
実習場所	事業所名	
	所在地 〒	
実習期間	月 日() ~ 月 日()	
参加人数	名	
インターンシップの具体的な実習内容	※学校等の任意の書式を添付していただいても結構です。 (例: 学生の実習日誌等学校へ報告したもの)	
その他 ※インターンシップに参加した実習成果等		